

ごみ集積所について

届出

一般住宅の集積所

地域での話し合いで場所を選定し、必要な承諾・許可を得た上で、届出をします。

集合住宅の集積所

大家や不動産管理会社が届出者となります。

届出書類

- ①届出書
- ②土地所有者の承諾書
- ③利用者名簿

※様式は東海村ホームページからダウンロードできます。

手順

- 1** 設置する場所を探します。
設置に必要な世帯数は、原則として一般住宅は10世帯以上、集合住宅は4世帯以上です。
- 2** 土地所有者や隣接地の土地所有者など、関係者の承諾を得ます。
- 3** 清掃センター（ごみゼロ推進室）へ届出をします。
- 4** 清掃センター職員による現地確認の上、承諾書が発行された後、収集開始となります。
※届出から収集開始まで1週間ほどかかります。

集積所の維持管理

- 管理・清掃については、利用者の皆さんで行ってください。
- 鳥獣害（カラスなど）対策に努めましょう。
- 集積所の利用者に断りなくごみを出すことは、トラブルの原因となるのでやめましょう。



家庭ごみステーション

燃えるごみ 毎週月・木曜日
燃えないごみ 年間収集日割表
粗大ごみ のとおり

当日午前8時30分まで
時間厳守！！

◎資源物は指定されたステーションに出してください。
◎日量50kgをこえる多量のごみ及び営業関係から出るごみはこのステーションには出せません。
燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみに分別してそれぞれ指定された施設に直接持ち込んでください。

東海村役場

集積所には看板が設置してあります。内容の古いものや経年劣化したものなどは交換できますので、清掃センターまでご連絡ください。